

議案第 59 号

世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 10 月 16 日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之

(提案説明)

世田谷区立幼稚園保育料条例の改正に伴い、関係規定及び様式の整備を図るため、世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則（平成27年3月世田谷区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条中「第4条」を「第5条」に改め、「保育料額決定通知書（第1号様式）又は」を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条の規定による預かり保育料の額の決定及び変更の通知は、預かり保育料額決定通知書（第1号様式）により行うものとする。

第3条の2を削る。

第5条第1項第2号中「委員会が必要」を「世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

預かり保育料額決定通知書

あて

世田谷区教育委員会



下記のとおり預かり保育料の額を決定したので通知します。

記

幼稚園名

園児氏名

利用日

預かり保育料額

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区教育委員会に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則 平成27年 3 月27日世教委規則第16号 改正 平成28年 2 月26日世教委規則第 3 号 (略) 令和 5 年12月15日世教委規則第23号 <u>令和 8 年10月 日世教委規則第 号</u> 世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第58号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び条例において使用する用語の例による。 (<u>保育料等</u>の額の決定の通知) 第 3 条 条例<u>第 5 条</u>の規定による保育料の額の決定の通知は、入園承諾書（世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年 3 月世田谷区教育委員会規則第 7 号）第 2 号様式）により行うものとする。 <u>2 条例第 5 条の規定による預かり保育料の額の決定及び変更の通知は、預かり保育料額決定通知書（第 1 号様式）により行うものとする。</u>	○世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則 平成27年 3 月27日世教委規則第16号 改正 平成28年 2 月26日世教委規則第 3 号 (略) 令和 5 年12月15日世教委規則第23号 世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第58号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び条例において使用する用語の例による。 (<u>保育料</u>の額の決定の通知) 第 3 条 条例<u>第 4 条</u>の規定による保育料の額の決定の通知は、<u>保育料額決定通知書（第 1 号様式）又は</u>入園承諾書（世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年 3 月世田谷区教育委員会規則第 7 号）第 2 号様式）により行うものとする。 <u>(預かり保育料の額の決定等)</u> <u>第 3 条の 2 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）は、預かり保育料の額を決定し、又は変更したときは、区立幼稚園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者に対し、預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書（世田谷区立幼稚園</u>

改正後	改正前
(督促) 第4条 条例第7条第1項の規則で定める期間は、条例第6条に規定する委員会が別に指定する納付期限の翌日から次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期日までとする。 (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに利用の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の末日 (2) 預かり保育を利用する日の属する月に利用の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の翌々月の末日 (還付) 第5条 条例第8条の規定により預かり保育料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに預かり保育の利用の取消しを申し出たとき 全額 (2) 前号に掲げるもののほか、<u>世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要</u>と認める場合 委員会が相当と認める額 2 条例第8条の規定による預かり保育料の還付を受けようとする教育・保育給付認定子どもの保護者は、過納金還付請求書（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。 (委任) 第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。 附 則 この規則は、条例の施行の日から施行する。 (略) 附 則（令和5年12月15日世教委規則第23号） この規則は、令和6年4月1日から施行する。	<u>預かり保育規則（平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号）第4号様式）によりその旨を通知する。</u> (督促) 第4条 条例第7条第1項の規則で定める期間は、条例第6条に規定する委員会が別に指定する納付期限の翌日から次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期日までとする。 (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに利用の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の末日 (2) 預かり保育を利用する日の属する月に利用の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の翌々月の末日 (還付) 第5条 条例第8条の規定により預かり保育料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに預かり保育の利用の取消しを申し出たとき 全額 (2) 前号に掲げるもののほか、<u>委員会が必要</u>と認める場合 委員会が相当と認める額 2 条例第8条の規定による預かり保育料の還付を受けようとする教育・保育給付認定子どもの保護者は、過納金還付請求書（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。 (委任) 第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。 附 則 この規則は、条例の施行の日から施行する。 (略) 附 則（令和5年12月15日世教委規則第23号） この規則は、令和6年4月1日から施行する。

改正後	改正前												
<u>附 則（令和 8 年10月 日世教委規則第 号）</u> <u>この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。</u> 第 1 号様式（第 3 条関係） （別紙のとおり）	第 1 号様式（第 3 条関係） 番 年 月 日 号 あて 保 育 料 額 決 定 通 知 書 世 田 谷 区 教 育 委 員 会 印 保育料の額を次のとおり決定しましたので通知します。 <table> <tr> <td>児 童 氏 名</td><td></td></tr> <tr> <td>支 給 認 定 証 番 号</td><td>第 号</td></tr> <tr> <td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>施 設 等 名 称</td><td></td></tr> <tr> <td>保 育 料 月 額</td><td>円</td></tr> <tr> <td>利 用 期 間</td><td></td></tr> </table> 備考	児 童 氏 名		支 給 認 定 証 番 号	第 号	生 年 月 日	年 月 日	施 設 等 名 称		保 育 料 月 額	円	利 用 期 間	
児 童 氏 名													
支 給 認 定 証 番 号	第 号												
生 年 月 日	年 月 日												
施 設 等 名 称													
保 育 料 月 額	円												
利 用 期 間													
第 2 号様式（第 5 条関係）（改正なし）	第 2 号様式（第 5 条関係）												